組合だより

2010. 5. 14 発行　第 107 号

札幌鉄工関連協同組合
・IP－phone　050-3462-4993
・TEL 661-2648　・FAX 665-1408
http//www6.ocn.ne.jp/~s-tekkou/
E-mail : kanren00@poem.ocn.ne.jp

☆ 総務委員会を開催 ☆

4 月 30 日(金) 総務委員会（田中委員長ほか委員 5 名出席）が開催されました。議題は、22 年度事業計画(案)と収支予算(案)について、事務局からの説明後審議され厳しい予算の中でも効果ある組合運営に努めるべきとの意見が出されました。

○　三役会を開催　○

5 月 11 日(火) 三役会が開催されました。

主な議題は 5 月 13 日の理事会に提案する議題の審議で 21 年度事業の決算、22 年度事業計画(案)、収支予算(案)の審議、また総会懇親会の対応について協議されたほか、懸案事項である共同受電事業に係る鉄工団地(協)に対する今後の対応について協議されました。

◎理事会が開催されました ◎

5 月 13 日(木) 理事会が開催されました。主な議題は 5 月 27 日の通常総会に提案する議題の審議で、第 1 号から第 5 号議案が事務局からの説明後、議題毎に審議され決定されました。

また、共同受電事業に関しては組合として極めて重要な問題であり、今後、鉄工団地(協)と話し合いをするなどの議論がされました。

・平成 22 年度通常総会を開催します・

来る 5 月 27 日(木) 当組合の通常総会を下記のとおり開催します。5 月 13 日付けで各組合員の皆様には案内しているところですが、総会懇親会も併せて多くの皆さんの出席をお願いします。

記

1．日　時　平成 22 年 5 月 27 日（木）
　　午後 4 時
2．場　所　札幌ホテルヤマチ
　　西区琴似 1 条 3 丁目

組合員企業からのお知らせ

教育訓練給付金制度を利用して「大型特殊免許」を!!

・教育訓練経費の２０％が戻ります

（株）鉄工団地自動車学園

1.「教育訓練給付金制度」とは？

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の支給条件を満たしている方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練経費の最大２０％（上限１０万円）がハローワークから支給されます。

2.当学園における「教育訓練給付金制度の指定講座」

大型特殊免許(普通、中型、大型免許所持者対象)

3．受給条件

(1) 在職者の場合は、支給要件期間（雇用保険の被保険者として雇用された期間）が通算で３年以上ある方（初回に限り１年以上の方）

(2) 離職者の場合は、離職日の翌日から受講開始日までが１年以内であり、かつ、支給要件期間が通算で３年以上ある方

(3)過去に教育訓練給付制度を受けたことがある方は、３年以上経過していること

(4)６５歳未満の方

※条件の可否については、ハローワークが配布する「教育訓練給付金支給要件照会票」をハローワークに提出し、発行された「教育訓練給付金支給要件回答書」でご確認ください。

4．支給額

教育訓練経費の２０％

※　教習料金に含まれている写真代、申請料、検定料は教育訓練経費には含まれません。